創業者のための
インボイス制度解説セミナー

インボイス制度のよくある疑問をわかりやすく解説！

創業ベンチャー支援センターアドバイザー・税理士　望月由美子

1.そもそも消費税とは何か

- 消費者が負担する税金を事業者が預かって納税する税金

1) 商品を3,000円で仕入れた時、300円の消費税を支払う
2) 商品を10,000円で売る時、消費税1000円を加算し11,000円で売る
3) 預かり消費税1,000円―支払い消費税300円＝差額700円を納税する
　※支払い消費税を差し引くことを「仕入控除」と呼ぶ

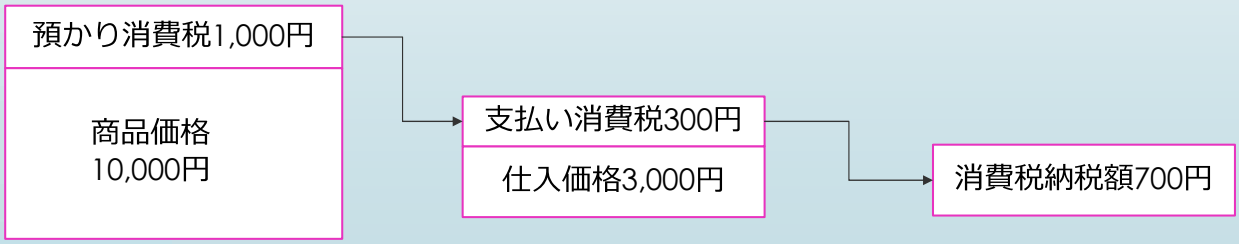

2.インボイス制度とは何か

インボイス制度の目的は「免税業者を極力なくすこと」
その手法として「適格事業者番号がないところから仕入れた場合、仕入控除できなくなる」という方法を使う

預かり消費税1,000円ー支払い消費税0円＝差額1000円を納税
※適格事業者番号がないところから仕入れた時300円の消費税を支払っても「仕入控除」できないため、300円を2重に支払うことになる
すると買い手は、仕入先に「適格事業者番号取ってください」と言う
「適格事業者番号がないなら、今後、取引しません」と言うか、
「適格事業者番号がないなら、消費税分を値引きしてください」と言う

3.適格事業者＝消費税課税業者＝納税

- 適格事業者番号を取得するのは消費税課税業者になること
- 消費税課税業者になると売上金額に関わらず納税義務がある

1）創業から2年は誰でも免税業者
2）売上が1千万未満はずーっと免税業者
→売上先の圧によって、しぶしぶ課税業者になる（涙）
期限は令和5年10月から
一応、経過措置はありますが。。。

4.いつまでに何をするか

- 適格事業者になるべきかどうか自己診断

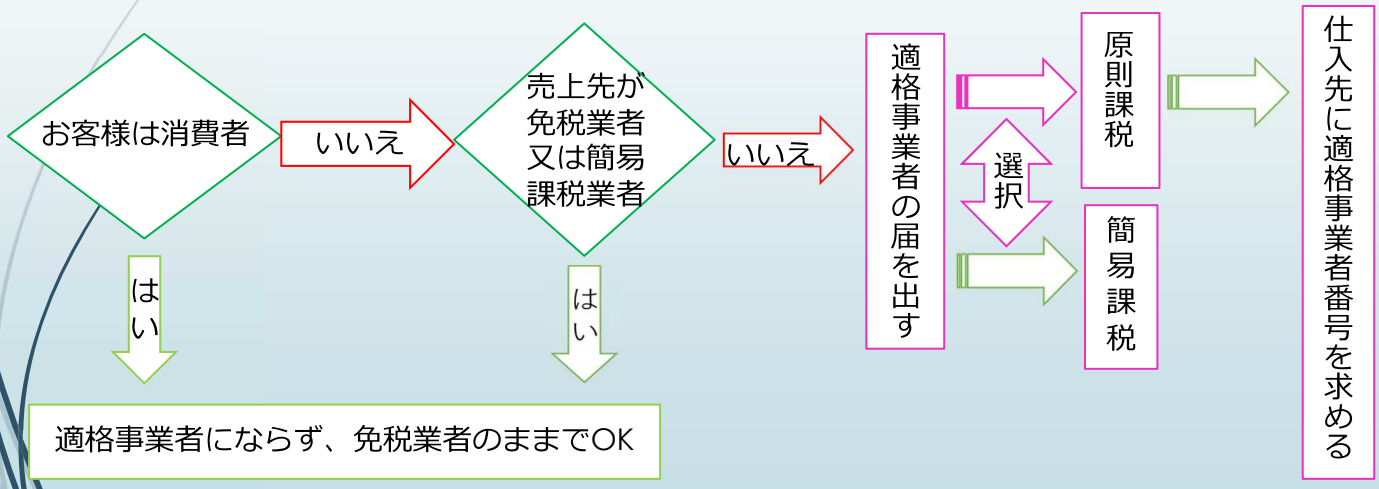

5.適格事業者になるには

- 適格事業者の届を出して適格事業者番号をもらう
- →令和5年3月までに届を税務署に出すと10月に間に合う
- 適格事業者番号を売上先に伝える
- 適格事業者番号を契約書or請求書or領収書などに明示する準備
- 簡易課税が有利か原則課税が有利か判断する

6　簡易課税制度とは？

- 消費税の計算が簡単になる制度
- 業種ごとの仕入率で計算する方法
- この場合、仕入先が適格事業者番号がなくても同じ
- 簡易課税の届出を出さないとなれない
- 2年は変更できない
- 売上が5千万を超えるとなれない

7　原則課税制度とは

- 預かった消費税　－　支払った消費税　＝　納税
- この場合、仕入先が適格事業者番号をもってないと、その分の仕入控除ができず、消費税2重払いとなる
- 仕入先に適格事業者番号を訪ねる

8.インボイス制度の誤解

誤解1　法人にならないと番号をもらえない！

⇨ 個人事業主でもOK

誤解2　売上の10%を納税しなくてはならない！

⇨ 仕入控除できる

誤解3　電子帳簿保存しなくてはいけない！

⇨ それは別件です

9.インボイス制度のQ＆A

Q1　登録申請したらすぐ課税業者ですか？

登録番号をもらっても令和5年10月からです

Q2　新設法人はいつ登録できますか？

設立と同時にできます

Q3　罰則などありますか？

登録を受けていないのに受けたように偽りの記載をすると

1年以下の懲役又は50万以下の罰金に処される